

よくあるご質問（8月8日時点）

Q1：無償化の対象となるための手続きは必要ですか？

- 1) 子ども・子育て支援新制度の対象施設(幼稚園、認可保育所、認定こども園など)
- 2) 幼稚園(子ども・子育て支援新制度未移行)※私立幼稚園
- 3) 幼稚園の預かり保育
- 4) 認可外保育施設

A1：1)子ども・子育て支援新制度の幼稚園や認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所(地域型保育)に通っている人は、手続きは不要です。

2)子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用している場合は、無償化になるための申請が必要になります。申請書類は、基本的に通園している幼稚園から配布され、幼稚園を経由してうるま市に申請することになります。

3)保護者の就労などにより幼稚園での預かり保育を利用している場合、うるま市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。申請書類は、基本的に通園している幼稚園から配布され、幼稚園を経由してうるま市に申請することになります。

なお、認定こども園(幼稚園部分)を利用されている方も同様です。

4)認可外保育施設などを利用している場合、うるま市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。申請書類は、基本的に通園している認可外保育施設から配布され、施設を経由してうるま市に申請することになります。

なお、ファミリーサポートセンター、病児保育、一時預かりを利用されている方も同様です。

なお、認可施設に入所申込を行い、認定されている方(みなし認定)は手続きは不要です。※みなし認定の方には8月初旬～中旬頃に通知を予定しておりますので、通知の届いた方は原則手続きが不要となりますが、認定の有効期間が令和元年9月30日で終了となっている方や認定取り消しとなった方は手続きが必要となります。

Q2：払っている料金がすべて無償化になりますか？

A2：給食費、教材費、送迎費など無償化の対象とならない費用があります。
ただし、給食費のうち、おかず・おやつ代(副食費)については、認定こども園、認可保育所、幼稚園に通う、年収 360 万円未満相当世帯もしくは第 3 子以降の子どもたちは支払いが免除になります。なお、新制度へ移行していない幼稚園を利用している場合は、別途手続きが必要となります。

Q3：保育の必要性ってどんな条件ですか？

A3：保護者が働いている方や病気などで、家庭で保育できない状況をいいます。
認可保育所への入所申込の要件とほぼ同じ条件となります。
就労時間については、月 64 時間以上が条件となります。

Q4：認可外保育施設又は私立幼稚園において、無償化制度が始まる 10 月より保育料の値上げとなりますが、市などで決まりやルールなど法的な定めはありますか？

Q4：国が定める「特定こども・子育て施設等の運営に関する基準」で保護者から徴収する金額の用途及び額などの理由を書面にて明らかにし、保護者に説明を行い、同意を得なければならない。と定められています。また、国及び県からも質の伴わない利用料の引き上げは行わないよう通知があり、うるま市としても無償化制度に伴い、質の伴わない利用料の値上げをすることがないように施設へ周知を行っております。よって、保護者の同意のない保育料の値上げや質の向上を伴わない保育料の値上げは無償化の対象としない予定ですので、ご注意ください。

Q5：同じクラスで無償化の対象となる子と対象とならない子で料金が違ってもいいのですか？

Q5：無償化の対象の有無で保育料に差を設けることはできません。よって、うるま市へ報告している保育料の料金設定と実際に保護者から徴収している保育料が異なっている場合は、無償化対象施設の確認申請が取り消しとなり、無償化対象外となりますので、ご注意ください。

※無償化対象外の子に対して施設独自の軽減措置を行うなど、その場合も結果的に保育料に差を設けることになるので、上記と同様の対応となりますのでご注意ください。

Q6：給食費の料金設定は誰が行うのですか？

Q6：給食費は施設が実費徴収できる費用となりますので、施設が料金設定を行います。実費徴収とは、実際に掛かる給食費の食材料費の費用を利用者から徴収することができる仕組みです。

Q7：住んでいる市町村以外の認可保育所などを利用した場合も無償化の対象となりますか？

A7：無償化の対象となります。ただし、住んでいる市町村以外の認可外保育施設や私立幼稚園を利用している場合もうるま市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。詳しくは市ホームページもしくは保育幼稚園課までお問合せください。

Q8：3～5歳までの無償化の開始年齢は3歳になった日からですか、3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了するのですか？

A8：原則、小学校入学前の3年が無償化の対象となります。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、3歳になった日から小学校入学前までが無償化の対象となります。

※保育施設では、3～5歳児クラスが無償化の対象となります。